

## 令和3年度 主任介護支援専門員研修カリキュラム

1	研修名	令和3年度 主任介護支援専門員研修			
2	目的	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。			
3	対象者	<p>介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。</p> <p>具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ、「介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ)及び(専門研修課程Ⅱ)」又は「介護支援専門員更新研修(実務経験者対象)[専門研修課程Ⅰ相当]及び[専門研修課程Ⅱ相当]」を修了した者とする。</p> <p>①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。) *この場合の管理者とは、居宅介護支援事業所のみ該当</p> <p>②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)</p> <p>③施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する(*)主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 (*)主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者を指す。(地域包括支援センターの手引き 厚生労働省老健局から引用)</p> <p>④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</p>			
4	時間数	時間数70時間以上			
5	研修内容	研修科目	目的	内容	時間数
		①主任介護支援専門員の役割と視点	地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアを実現するケアマネジメントを展開するに当たり、主任介護支援専門員が果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等における主任介護支援専門員の役割(地域や事業所の介護支援専門員に対する個別支援、地域や事業所における人材育成の実施、多職種等とのネットワークづくりや社会資源の開発などの地域づくり及びセルフケア・セルフマネジメントに関する地域住民の意識づくり)について講義を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対する指導・支援の視点及び地域包括ケアシステムの構築に当たっての地域づくりに関する講義を行う。</li> <li>・事業所におけるケアマネジメントと地域包括ケアシステムにおいて求められるケアマネジメントの違いに関する講義を行う。</li> <li>・介護保険制度や利用者支援に係る周辺制度について、最新の制度改正等の動向に関する講義を行う。</li> </ul>	講義 5時間
		②ケアマネジメントの実践における論理的な課題に対する支援	介護支援専門員が直面しやすい論理的課題に対し、どのような姿勢で対応すべきかについて指導・支援する技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員倫理綱領の意義・内容を再確認し、介護支援専門員が備えるべき倫理を実践例を交えて講義を行う。</li> <li>・ケアマネジメントを行う際に直面する論理的課題と対応方法について講義を行う。</li> <li>・個別支援において生じた倫理面の課題に対する指導・支援方法について講義を行う。</li> </ul>	講義 2時間

5	研修内容	③ターミナルケア	ターミナルケアに関する現状・課題、介護支援専門員が関わる際に必要な視点・支援の技術及び支援に当たっての指導方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナルケアの基本を理解し、居宅及び施設におけるターミナルケアの課題や必要な視点について講義を行う。</li> <li>・利用者及びその家族等に対する介護支援専門員としての適切な支援方法について講義を行う。</li> <li>・ターミナルケアで必要な看護サービス等を活用する際の視点や医療職をはじめとする多職種との連携方法・協働のポイントについて講義を行う。</li> </ul>	講義 3時間
		④人材育成及び業務管理	質の高いマネジメントを提供し、事業所の適正な運営等を図るための「人事管理」「経営管理」に関する知識の習得及び「人材育成」「業務管理」の手法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や事業所内における介護支援専門員の人材育成に関する留意事項、効果的な取組及び方法(研修計画の作成、OJTとOff-JT、事例検討会等)について講義を行う。</li> <li>・地域において人材育成を行うに当たって必要なネットワークの構築方法に関する講義を行う。</li> <li>・事業所内における介護支援専門員に対する業務管理の意義・方法及び課題と対応策について講義を行う。</li> </ul>	講義 3時間
		⑤運営管理におけるリスクマネジメント	ケアマネジメントを实践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として対応する仕組みの構築に必要な知識・技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハットの事例に基づき、ケアマネジメントを行う上で発生しうるリスクの予測とその評価の手法について講義を行う。</li> <li>・地域や事業所におけるリスク軽減に向けた仕組みや体制の構築の手法について講義を行う。</li> <li>・介護支援専門員に課せられている秘密保持義務の規定を再確認し、個人情報の取扱に係るリスクと関連制度について講義を行う。</li> <li>・自然災害が発生した場合の対応に関する基本的な考え方や方法、対応体制の構築に向けて必要な知識や方法について講義を行う。</li> </ul>	講義 3時間
		⑥地域援助技術	地域において、地域援助技術(コミュニティーソーシャルワーク)の実践が進むよう地域づくりの重要性と主任介護支援専門員の役割を理解するとともに、地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりの意義と手法及び地域課題を把握するための情報の入手・活用する方法について講義を行う。</li> <li>・地域課題の解決に向けた関係者によるネットワークの機能や構築方法について講義を行う。</li> <li>・地域援助技術(コミュニティーソーシャルワーク)に関する介護支援専門員に対する指導・支援方法を修得する。</li> <li>・地域ケア会議等を通じて把握した地域課題を解決するための地域援助技術(コミュニティーソーシャルワーク)の展開について、基本的な考え方や方法を修得する。</li> </ul>	講義 及び 演習 6時間

5	研修内容	⑦ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	地域において、医療との連携や多職種協働が進むよう、他の介護支援専門員や多職種に対する働きかけ、連携・協働の仕組みづくりに必要な知識・技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療職をはじめとした多職種との協働における工夫と留意点など成功例と失敗例を参考にして連携・協働の仕組みづくりの重要性を理解する。</li> <li>地域ケア会議が有している機能と、当該会議を効果的に開催するための運営方法に関する講義を行う。</li> <li>行政との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。</li> <li>多職種協働において関わりが強い他法他施策(障害者総合支援法, 生活困窮者自立支援法等)の概要と他法他施策を活用する際の関係機関等との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。</li> <li>日常的な実践における医療職をはじめとした多職種協働に関する介護支援専門員への指導・支援方法を修得する。</li> </ul>	講義及び演習 6時間
		⑧対人援助者監督指導	対人援助者監督指導(スーパービジョン)の機能(管理や教育, 支援)を理解し, 実践できる知識・技術を習得するとともに, スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人援助者監督指導(スーパービジョン)の内容と方法に関する講義を行う。</li> <li>対人援助者監督指導(スーパービジョン)の効果, 介護支援専門員に対して対人援助者監督指導(スーパービジョン)を行う際の留意点及びスーパーバイザーとしての主任介護支援専門員の心構えと視点を理解する。</li> <li>個人対人援助者監督指導(個人スーパービジョン)と集団対人援助者監督指導(グループスーパービジョン)の方法等を修得する。</li> </ul>	講義及び演習 18時間
		⑨個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について, その具体的方法や留意点を理解するとともに, 事例研究の実践的な展開方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の事例に対する介護支援専門員のケアマネジメントについて, 主任介護支援専門員として指導・支援を行う際の様々な方法(コーチング, ティーチング等)を修得するとともに, 指導・支援を行う際の様々な場面における関わり方を理解する。</li> <li>指導・支援に当たっての留意点を踏まえつつ, 事例検討・事例研究における指導・支援の実践的な展開方法(会議の設定と準備, 介護支援専門員との関係構築, 傾聴, 承認, 指導・支援の具体的な展開及びまとめと振り返り)を修得する。</li> </ul>	講義及び演習 24時間
6	開催時期	令和3年9月～令和3年10月			
7	場所	仙台市内			
8	その他	日数, 日時及び場所については講師等との調整により, 変更になる場合がある。 又、感染症等の蔓延状況によりウェブセミナー等による研修に変更になる場合がある。			